

議案第77号 小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

消費税率の引上げに伴い、地域下水道の使用料について消費税相当額を増額するもの。

小松島市地域下水道条例(昭和63年小松島市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(使用料及び算定方法) 第13条 使用料の額は、毎使用月に使用者が排除した汚水1立方メートルにつき <u>108円</u> とする。 2 (略)	(使用料及び算定方法) 第13条 使用料の額は、毎使用月に使用者が排除した汚水1立方メートルにつき <u>110円</u> とする。 2 (略)	改正